

議案第 23 号

関市水道事業給水条例の制定について

関市水道事業給水条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 21 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

水道事業の給水に関する規定を整備するため、この条例を定めようとする。

# 関市水道事業給水条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 給水装置（第4条－第15条）
- 第3章 貯水槽水道（第16条・第17条）
- 第4章 給水（第18条－第26条）
- 第5章 料金及び手数料（第27条－第33条）
- 第6章 管理（第34条－第37条）
- 第7章 雑則（第38条）
- 第8章 罰則（第39条・第40条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、本市の水道事業の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

#### （給水区域）

第2条 給水区域は、関市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年関市条例第27号）第2条第2項に定める給水区域とする。ただし、配水管を布設していないところ又は給水能力の限度を超える地域へは、給水を受けようとする者が配水管その他必要な水道施設を整備する工事に要する費用を負担する場合を除き、給水をしないことができる。

#### （定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 水道 法第3条第1項に規定する水道をいう。
- （2） 水道事業 法第3条第2項に規定する水道事業をいう。
- （3） 簡易専用水道 法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。
- （4） 水道施設 法第3条第8項に規定する水道施設をいう。

- (5) 給水装置 法第3条第9項に規定する給水装置をいう。
- (6) 貯水槽水道 法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。
- (7) 給水装置工事 給水装置の新設、増設又は変更（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）の工事をいう。

## 第2章 給水装置

### （給水装置の種類）

第4条 給水装置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

（代理人及び管理人）

第5条 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）は、市長が必要と認めたときは、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者を代理人に選定し、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。代理人に変更があったときも、同様とする。

2 所有者、代理人又は給水装置の使用者（以下「使用者」という。）は、給水装置を共用するときは、この条例に定める事項を処理させるため、所有者、代理人又は使用者のうちから管理人を選定し、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。管理人に変更があったときも、同様とする。

3 市長は、代理人又は管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

（共用給水装置の異動届）

第6条 所有者、代理人又は管理人は、共用給水装置の使用戸数又は使用箇所数に異動があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（給水装置工事の申込み）

第7条 給水装置工事をしようとする者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みについて必要があると認めるときは、利害関係人の同意書、承諾書等の提出を求めることができる。

(給水装置工事の施行)

第8条 給水装置工事の設計及び施行は、市又は法第16条の2第1項の規定により市長が指定した指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定工事事業者が給水装置工事を施行するときは、あらかじめ市長の設計審査及び材料検査を受け、かつ、給水装置工事完成後速やかに市長の完成検査を受けなければならない。

(給水装置の指定等)

第9条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、指定工事事業者が配水管への取付口から量水器（各戸又は各室に量水器が設置してある共同住宅等にあつては、配水管から分岐した最初の止水栓。次項及び第13条において同じ。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該給水管の取付口から量水器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(給水装置工事の費用負担)

第10条 給水装置工事に要する費用は、申込者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(市が施行する給水装置工事の費用)

第11条 市に給水装置工事を委託する者は、設計により算出した工事費の概算額を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定により概算額として納入された金額と給水装置工事完成後の精算額の金額に差があるときは、その差額を還付し、又は徴収する。

3 市が施行する給水装置工事の費用は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

4 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

(給水装置の権利義務の承継)

第12条 給水装置の所有権を承継した者は、これに付随する工事費、修繕費等の納入義務も併せて承継したものとみなす。

(市が管理する給水装置)

第13条 配水管への取付口から量水器までの間の給水装置は、市が管理し、その費用を負担する。ただし、故意又は過失により、配水管への取付口から量水器までの間の給水装置を破損したときは、破損させた者にその修繕に要した費用を負担させることができる。

(給水装置の管理)

第14条 使用者、所有者、代理人又は管理人（以下「使用者等」という。）は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないように給水装置（前条の規定により市が管理する給水装置の部分を除く。）を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、使用者等に必要な措置をす  
るよう指示することができる。

3 前項に規定する措置の指示を受けた者は、当該措置に要する費用を負担しな  
なければならない。

4 第1項に規定する管理義務を怠ったために生じた損害は、使用者等の責任と  
する。

(給水装置の変更)

第15条 市は、配水管の移転その他の理由によって給水装置に変更を加える工

事を必要とするときは、所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

### 第3章 貯水槽水道

(貯水槽水道に関する市の責務)

第16条 市長は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道に関する設置者の責務)

第17条 貯水槽水道のうち簡易専用水道の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、市長が定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

### 第4章 給水

(給水の原則)

第18条 給水は、非常災害、水道施設の損傷その他公益上やむを得ない理由又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 市長は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水の申込み)

第19条 給水装置を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(私設消火栓の使用)

第20条 私設消火栓は、消防又は消防の演習以外には使用することができない。

(届出)

第21条 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用をやめるとき。
- (2) 私設消火栓を消防の演習に使用するとき。

2 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 所有者又は使用者に変更があったとき。
- (2) 私設消火栓を消防に使用したとき。
- (3) 水道料金の算定の基礎となる事項に異動を生じたとき。

(使用水量の計量)

第22条 使用水量は、量水器によって計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(量水器の設置)

第23条 量水器は、給水装置に設置し、その位置は、市長が定める。

2 所有者又は代理人は、量水器の位置を変更しようとするときは、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

3 前項の規定により量水器の位置変更の承認を受けた者は、当該変更に必要な費用を負担しなければならない。

(量水器の貸与)

第24条 量水器は、市が設置して、使用者等に貸与し、保管させる。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定により量水器を保管する使用者等（以下「保管者」という。）は、善良な管理者の注意をもって量水器を管理しなければならない。

3 保管者は、前項に規定する管理義務を怠ったため、量水器を紛失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

4 保管者は、量水器の設置場所に第28条第4項に規定する量水器の検針の妨げとなる物を置き、又は工作物を設けてはならない。

(量水器の試験)

第25条 量水器の試験は、保管者からの申込みにより、市長が実施する。

(給水装置及び水質の検査)

第26条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費に相当する金額を当該検査の請求者から徴収する。

#### 第5章 料金及び手数料

(水道料金の支払義務)

第27条 使用者等は、水道料金を納入しなければならない。

2 共用給水装置を使用する者は、水道料金の納入について連帯責任を負う。

(水道料金の額、算定方法等)

第28条 水道料金は、第3項に規定するものを除き、1月につき、次に定める基本料金(使用する量水器の口径に応じて定める金額をいう。以下同じ。)及び水量料金(使用水量に応じて定める金額をいう。以下同じ。)の合計額に100分の105を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 基本料金(量水器1個につき)

量水器の口径	金額
13ミリメートル	560円
20ミリメートル	620円
25ミリメートル・30ミリメートル	1,370円
40ミリメートル	1,950円
50ミリメートル	2,640円
75ミリメートル	3,560円
100ミリメートル	4,150円
150ミリメートル	8,630円

(2) 水量料金(1立方メートルにつき)

使用水量	金額
10立方メートル以下の部分	20円
10立方メートルを超え20立方メートル以下の部分	80円



20立方メートルを超え300立方メートル以下の部分	130円
300立方メートルを超える部分	180円

- 2 前項の規定にかかわらず、共同住宅等において1個の量水器を2戸以上又は2室以上で共用し、その各戸又は各室に給水する場合の水道料金は、所有者又は代理人の届出により、1月につき、前項第1号の表13ミリメートルの項に定める金額にその戸数又は室数を乗じて得た額を基本料金とし、同項第2号の表使用水量の欄に定める水量の区分にその戸数又は室数を乗じて得た水量の区分をその総使用水量の区分として同表の規定により算定した額を水量料金とし、それらの合計額に100分の105を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 次の表の用途のため給水を受ける場合の水道料金は、同表に定めるところにより算定した額に100分の105を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

用途	適用範囲	算定方法		
		区分	使用水量	金額
公衆浴場用	物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき入浴料金の統制を受ける公衆浴場の用に供するもの	標準料金（1月につき）	50立方メートル以下の部分	1,800円
		超過料金（1月1立方メートルにつき）	50立方メートルを超える部分	48円
臨時用	工事等の理由により一時的に給水するもの（下水道等に排除しないものに限る。）	1立方メートルにつき300円		
私設消火栓用	消防の演習のため使用するもの	1栓につき、1回20分までは100円、10分増すごとに50円		

- 4 水道料金（前項に規定する臨時用及び私設消火栓用の水道料金を除く。次項及び第6項において同じ。）は、隔月の定例日（水道料金算定の基準日として

市長が定めた日をいう。以下同じ。)に量水器を検針して得た使用水量により算定し、量水器の設備ごとに使用者等から隔月に徴収する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日に量水器を検針することができる。

5 水道料金の納期限は、定例日の属する月の翌月の末日（12月にあっては25日）とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、納期限を変更することができる。

6 水道料金は、給水装置の使用をやめる旨の届出のない限り徴収する。

7 第3項に規定する臨時用及び私設消火栓用の水道料金は、その使用の都度、計量した使用水量又は計測した使用時間により算定し、その納期限は、その都度市長が定める。

（使用水量の認定）

第29条 量水器に異状があったときその他使用水量が不明のときは、市長が使用水量を認定する。

（月の中途における水道料金の算定）

第30条 月の中途において給水装置の使用を開始し、又は使用をやめた場合の水道料金は、その使用日数が16日以上のあるときは1月分として、15日以内のあるときは、基本料金は第28条第1項第1号の表金額の欄に定める金額を、水量料金は同項第2号の表使用水量の欄に定める使用水量の区分を1月分の2分の1として算定する。

2 月の中途において使用する量水器の口径に変更があった場合の水道料金は、当該変更があった旨を届け出た日以後最初の定例日に検針する使用水量を基に算定する水道料金から、変更後の量水器の口径に応じた基本料金により算定する。

（水道料金の前納）

第31条 市長は、臨時給水その他必要があると認めたときは、使用者等に水道料金の概算額を前納させることができる。

2 前項の水道料金の概算額は、給水装置の使用をやめるときに精算する。この場合において、水道料金の概算額として納入された金額と精算額の金額に差があるときは、その差額を還付し、又は徴収する。

(手数料)

第32条 市長は、次の各号に掲げる申請又は届出を行う者から、当該各号に定める金額を手数料として徴収する。

- (1) 第8条第1項の規定による指定工事業者の指定の申請 1件につき5,000円
- (2) 第8条第2項に規定する材料検査の申請 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める金額  
ア 各種給水栓 1個につき30円  
イ 給水管 4メートルにつき50円
- (3) 第8条第2項に規定する完成検査の届出 1件につき500円
- (4) 第11条第1項に規定する給水装置工事の委託（設計に関する部分に限る。）の申請 同項に規定する工事費の概算額の100分の1に相当する額（その額が100円未満のときは100円とする。）

(水道料金、手数料等の軽減又は免除)

第33条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、水道料金、手数料その他この条例の規定により納入すべき金額を軽減し、又は免除することができる。

## 第6章 管理

(給水装置の検査等)

第34条 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、法第17条第1項の規定により、給水装置を検査し、その使用者等に必要な措置をするよう指示することができる。

2 前項に規定する措置の指示を受けた者は、当該措置に要する費用を負担しなければならない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する基準に適合していないと認めるときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置の構造及び材質を当該基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が市又は指定工事業者の施行した給水装置工事によるものでないと認めたときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第36条 市長は、使用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に該当する状態が継続する間、その者に対する給水を停止することができる。

(1) 第11条第1項の工事費の概算額、第24条第3項の損害額、第28条の水道料金又は第32条の手数料を期限内に納入しないとき。

(2) 正当な理由がなく、第28条第4項の規定による量水器の検針又は第34条第1項の規定による給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 警告を発しても、なお、給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用しているとき。

(給水装置の切離し)

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 所有者の所在が60日以上不明で、かつ、使用者がない場合

(2) 給水装置が使用中止の状態で、かつ、将来使用の見込みがないと認められた場合

## 第7章 雑則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 第8章 罰則

第39条 詐欺その他不正の行為により、第28条の水道料金又は第32条の手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科する。

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料を科する。

- (1) 第7条第1項の承認を受けずに給水装置工事をした者
- (2) 第8条第1項の規定に違反して給水装置工事をした者
- (3) 正当な理由がなく、第8条第2項の完成検査、第23条第1項の規定による量水器の設置、第28条第4項の規定による量水器の検針、第34条第1項の規定による給水装置の検査又は第36条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (4) 第14条第1項に規定する給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (5) 第21条の規定による届出を怠った者
- (6) 詐欺その他不正の行為により、第28条の水道料金又は第32条の手数料の徴収を免れようとした者

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(関市上水道使用料条例の廃止)

- 2 関市上水道使用料条例（昭和41年関市条例第29号。以下「使用料条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に、使用料条例又は水道事業の給水に関する規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。